

三重県造林作業道等実施要領

環森第06-236号

平成19年9月12日

農林水第30-180号

一部改正 令和3年7月12日

第1 趣旨

三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領（平成14年6月4日付け環境第06-143号。以下「県要領」という。）第1において規定する造林事業の森林作業道整備、県単造林事業の森林作業道等及び作業ポイント（以下「造林作業道等」という。）の開設、改良・補修の実施については、県要領、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号。以下「国保全要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用について（平成14年12月26日14林整整第580号。以下「国保全運用」という。）、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日付け22林整整第857号、以下「標準単価の設定」という。）、三重県森林作業道作設指針（平成23年3月24日付け環森第06-591号、以下「作業道指針」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 造林作業道等の種類及び規格

造林作業道等の種類及び規格は次のとおりとする。

(1) 森林作業道

2トントラック又は高性能林業機械等の林業用機械が通行可能で継続的に用いられる施設であり、規格は作業道指針によるものとする。

(2) 作業ポイント

主に高性能林業機械等の林業用機械が伐採木の搬出等を行う拠点施設であり、1箇所あたりの面積は、国補事業200m²程度、県単事業50m²程度とする。構造物は、木柵工等の簡易なものとする。

第3 事業規模

造林作業道等の規模は、次のとおりとする。

(1) 当該造林作業道等にかかる造林事業計画等に適合したものとする。

(2) 森林作業道の森林整備区域内における開設延長は、森林整備面積1haにつき、おおむね300m以内とする。

また、森林整備区域外を通過する場合におけるアクセス道については、森林整備面積1haにつき、おおむね300m以内とする。

(3) 県単造林事業による作業ポイントの開設箇所数は、当該作業ポイントを利用して実施する搬出間伐面積に適切な箇所数とする。

(4) 造林作業道等の事業主体は、施工前に当該施工地森林を管轄する農林（水産）事務所に事業規模等の計画を示し、採択の可否及び予算に関する事項等を事前に協議のうえ、実施するものとする。

第4 事業期間及び造林事業費補助金の申請時期

事業期間及び造林事業費補助金の申請時期等については、次のとおりとする。

(1) 国補造林事業

国補造林事業による森林作業道の開設は、当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業（以下、「一体的施業」という。）に2年（森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画の期間内）を限度として先行することができる。

ただし、森林作業道の補修及び作業ポイントの開設については、国補造林事業の対象としない。

(2) 県単造林事業

県単造林事業による森林作業道等の開設及び改良・補修は、一体的施業に5年を限度として先行することができる。

(3) 造林作業道等の開設と一体的施業の完了時期が異なる場合は、それぞれの事業の終了の時期ごとに区分して補助金交付申請を行うことができる。

第5 事業主体について

事業主体については、次のとおりとする。

(1) 国補造林事業による森林作業道整備は、国保全要領に規定する事業主体

(2) 県単造林事業による森林作業道等は、県要領に規定する事業主体

(3) 造林作業道等の開設及び改良・補修の事業主体と一体的施業を実施する事業主体は異なってもよい。

第6 測量及び設計積算等

1 森林作業道の開設は、次のとおりとする。

(1) 予備調査、路線の踏査等

ア 5000分の1の地形図、空中写真等を利用し、路線の起点、終点、計画線を記入する。

イ 現地を踏査し、アによる計画線につき次の事項を検討する。

なお、施工中に更に良い線形が見出された場合は、計画線にこだわらず最も適切な線形を採用するものとする。

①崩壊等災害発生の危険はないか。

②地形、地質的に実施可能か。

③造林上必要な地点を通っているか。

④低コストで作設できるか。

⑤設計車両の通行上安全であるか。

ウ 森林の所有界、所有者を調査し、森林作業道敷への土地提供等の可否を検討し、関係者の承諾を得る。

エ 森林作業道敷が保安林等制限林である場合は、所要の手続きをとる。

(2) 設計の種類

設計の種類は、事業主体が作成する精算（出来高）設計並びに県が作成する査定設計（事業主体から提出された精算（出来高）設計書をもとに造林事業完了検査（以下「造林検査」という。）の結果を朱書きしたもの）とする。

なお、設計書の様式は、第1号様式とする。

ア 精算（出来高）設計は本要領に適合した内容とし、設計に用いる単価は、三重県造林補助事業における標準単価（以下、「標準単価」という。）、三重県の積算単価（以下

「積算単価」という。)及び見積単価(以下「見積単価」という。)とする。ただし、標準単価を用いる場合には、現地の規格等と合致する場合に限る。また、見積単価を用いる場合には、三重県の積算単価に該当するものが無い資材や工法等を施工する場合に限る。

イ 査定設計は、精算(出来高)設計書を用い、造林検査により実地と照合のうえ、補助対象施工内容等を確定し、標準単価、積算単価及び見積単価を用い造林補助事業の補助対象経費を算出する。

(3) 調査、測量

現地及び施工内容等の状況に応じて、横断傾斜角(地山線)等をスランートルール、ハンドレベル、ポール等により調査、測量する。

また、工作物、敷砂利等の必要位置又は施工区間、規格、数量等を調査する。

(4) 図面

ア 精算(出来高)設計書に添付する図面は、次のとおりとする。

ただし、国補造林事業の森林作業道のうち、標準単価の設定第2の9の(3)の規定に該当する「標準断面及び標準設計が適用できない部分」がある場合については、②～⑤の図面を当該部分とそれ以外の部分に分けて明示すること。

①平面図

縮尺5000分の1程度の地形図(森林基本図等)に次の事項を表示する。

(ア) 主な沢、その他林況

(イ) 既設自動車道

(ウ) 当該森林作業道の線形及び延長(起終点の位置、総延長、造林補助事業における既設(開設)年度及び延長)

(エ) 当該森林作業道の計画に係る年次別森林整備区域(施業(計画)年度、造林補助事業名、施業種別、面積等を併記する。)

②施設配置図

縮尺5000分の1又は1,000分の1程度の平面図に線形(単線の実線で可)、標準単価適用区分かつ適用延長、工作物等の位置を記入する。等高線の記入は要しない。

③縦断面図

縮尺1000分の1程度の縦断面図に、線形変化点、標準単価適用変化点等及び縦断変化点等に測点を設け、測点間延長、測点間縦断勾配等のデータを記入すること。

ただし、施設配置図等に測点、測点間延長及び測点間縦断勾配等のデータが記入されている場合には、縦断面図を省略することができる。

④工作物図(構造図)

縮尺1000分の1程度の工作物図(構造図)を添付すること。

⑤その他の図面

必要に応じて、添付する。

イ 精算(出来高)設計書に添付する数量計算は、次のとおりとする。

ただし、国補造林事業の森林作業道のうち、標準単価の設定第2の9の(3)の規定に該当する「標準断面及び標準設計が適用できない部分」がある場合については、①～②の数量計算を当該部分とそれ以外の部分に分けて明示すること。

①延長

標準単価の適用区分に応じた総延長を算出する。

②その他の数量等

現地の数量と合致するように、標準単価、積算単価及び見積単価の適用区分に応じ

た数量を算出する。

(5) 補助金額の算出

ア 補助金の算出は、国保全要領第1の1の(4)、2の(1)のエ、(2)のエ、(3)のエ、(4)のオ及び国保全運用4並びに標準単価の設定の規定による。

イ 実行経費の内容等については、国保全運用4の(5)の規定による。

2 県単造林事業による作業ポイントの開設は、次のとおりとする。

(1) 予備調査、設置箇所の踏査等

ア 現地を踏査し、計画位置につき次の事項を検討する。

- ①崩壊等災害発生の危険はないか。
- ②地形、地質的に実施可能か。
- ③伐採木の搬出上、必要な位置であるか。
- ④低コストで作設できるか。
- ⑤安全かつ有効な位置であるか。

イ 森林の所有界、所有者を調査し、作業ポイント敷への土地提供等の可否を検討し、関係者の承諾を得る。

ウ 作業ポイント敷が保安林等制限林である場合は、所要の手続きをとる。

(2) 設計の種類

1の(2)の規定に準じるものとする。

(3) 調査、測量

現地及び施工内容等の状況に応じて、地山状況等をスランートルール、ハンドレベル、ポール等により調査、測量する。

(4) 図面

ア 精算(出来高)設計書に添付する図面は、次のとおりとする。

①平面図

5000分の1の地形図(森林基本図等)に次の事項を表示する。

(ア) 主な沢、その他林況

(イ) 既設林道等

(ウ) 作業ポイントの位置及び面積(造林補助事業における1箇所ごとの既設(開設予定)年度及び面積)

(エ) 当該作業ポイントの計画に係る年次別森林整備区域(施業(計画)年度、造林補助事業名、施業種別、面積等を併記する。)

②施設配置図

500分の1程度の平面図に作業ポイントまでの最寄りの作業道等の線形(単線の実線で可)及び作業ポイントの形状を記入する。等高線の記入は要しない。

③その他の図面

必要に応じて、横断面図、工作物図等を添付する。

イ 精算(出来高)設計書に添付する数量計算は、次のとおりとする。

①面積

計算により算出する。

②施設設置数量等

標準単価、積算単価及び見積単価等の適用区分に応じた数量を算出する。

(5) 補助金額の算出

1の(5)の規定に準じるものとする。

3 森林作業道及び作業ポイントの改良・補修

(1) 対象内容

ア 国補造林事業においては、国保全運用1の(9)のイの規定を満たした森林作業道の改良のみを補助対象とする。

イ 県単造林事業においては、以下のものを改良・補修の補助対象とする。

①造林補助事業で実施した造林基幹作業道、造林作業道、森林作業道、造林作業路、作業路、造林作業ポイント

②森林所有者等が自力により開設した作業道、森林作業道、作業路、作業ポイント等

③県単林道事業により開設した高密作業路

ただし、管理者が県単造林事業の事業主体の要件を満たしている場合に限る。

④治山仮設道

ただし、移管手続きが正規に行われていることが書面で確認でき、管理者が県単造林事業の事業主体の要件を満たしている場合に限る。

(2) 設計の種類

1の(2)の規定に準じるものとする。

(3) 調査、測量

1の(3)の規定に準じるものとする。

(4) 図面

1の(4)の規定に準じるものとする。

(5) 補助金額の算出

1の(5)の規定に準じるものとする。

第7 発注、施工、完成

1 工事の発注、工事施工、監督及び工事完了

工事を請負に付する際には、次のとおりとする。

(1) 発注方法及び契約方法は、当該事業主体の定めるところによる。

(2) 仕様書は、事業主体において作成する。

(3) 契約方法等について、透明性の確保に努めるものとする。

(4) 採用する見積単価等については、複数の業者等から見積書をとるなど、事業費の削減に努めること。

(5) 工事の施工管理、監督は、事業主体において責任を持って行うこと。

(6) 工事が完了したら造林作業道等の起点及び終点等を現地に杭等で明示すること。

なお、作業ポイントについては、現地に杭等で作業ポイント番号や名称等のいずれかを明示すること。

(7) 工事完了後の事業主体の内部検査(確認)を実施したうえで、適当と認められる場合限り、造林補助事業に対し申請を行うこと。

(8) 工事施工にかかる契約書、伝票類、作業員名簿、作業日報、施工写真などの必要な書類は整理し、造林補助事業完了検査時に検査員が確認できるようにしておくこと。

2 現地写真について

県要領第4の1の(3)のセ～タの規定による。

第8 事業報告

造林作業道等の開設及び改良・補修について造林事業費補助金を受けようとする者は、次の書類を県要領第4の1の(3)のシに規定する造林事業費補助金交付申請書類に添付すること。

(1) 第1号様式による設計(出来高)書(図面、数量計算、見積単価の根拠等含む)

(2) 第7の2に規定する写真

- (3) 造林作業道等成績書（第2号様式）
- (4) 造林作業道等に係る森林整備計画（実績）報告書（第3号様式）
第4の（1）及び（2）に基づく先行実施をした場合に限る。

第9 完了検査

造林補助事業の補助金を受領しようとする事業主体は、三重県造林補助事業完了検査要領（昭和54年5月28日付け林業第184号）に基づき検査を受けること。

第10 一体的施業の実施

第4の（1）及び（2）に基づく先行実施をした場合は、一体的施業を実施した際に、第3号様式によりその実績を知事に報告することとする。

第11 補助金の返還

- ① 県要領第6号様式の2に記載する補助条件の補助金の返還条項に該当する場合
- ② 当該造林作業道等の開設又は改良・補修と一体的に実施する施業が実施されない場合
- ③ 第3の規定の規模に達しない場合

上記の①から③のいずれかに当てはまる場合、知事は当該造林作業道等の補助金の交付決定を取り消し、その旨を造林作業道等の補助金の交付を受けた者に通知するとともに、交付を受けた補助金相当額を返還させるものとする。

ただし、公用又は天災による不可抗力等により、やむを得ないと知事が認める場合にはこの限りでない。

第12 台帳の整備等

造林作業道等の管理者は、第4号様式により作業道等台帳（以下「台帳」という。）を整備し、森林作業道の現況を明らかにするとともに、その写しを知事に提出しなければならない。

ただし、台帳に記載又は添付する位置図及び平面図については、本様式によらず、造林事業費補助金申請時の位置図及び平面図（本要領に規程する図面作成時の各事項が記入されていること）に査定結果等の必要事項を記入したもので代用することができる。

なお、林道台帳に登載する場合は、平成元年7月20日付け林業第846号「林道維持管理要領」によるものとし、その場合の管理者は市町、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会の何れかにする。

記載事項に変更が生じた場合はすみやかに訂正し、県保管分については、毎年度の現況を6月末日までに訂正すること。

供用を廃止したときは、台帳を抹消するとともにその台帳を5年間保管すること。

附 則

- 1 この要領は、平成19年度第四－3期造林補助事業から適用する。
- 2 この要領をもって、「三重県造林作業路実施要領」（昭和53年8月18日）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年度第四－3期造林補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年度に実施する造林補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年度に実施する造林補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年度に実施する造林補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年度に実施する造林補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年度9月1日以降に実施する造林補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年7月12日以降に実施する造林補助事業から適用する。
- 2 この要領をもって、「三重県作業道等規程」（昭和63年2月1日林業第139号）及び「三重県作業道等実施基準」（昭和63年2月1日環森第140号）は廃止する。